

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	9 件

兵庫国民年金 事案 1171 (事案 161 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から45年6月まで

当初、昭和41年1月から45年6月までの期間について、国民年金保険料を集金人に納付していたと申し立てたところ、同じ住所地で別の国民年金手帳記号番号が払い出されるのは不自然であるとの理由で認めてもらえなかった。

前回の申立ての時は、思い出せなかったが、前回添付資料として提出していた「昭和41年加入」とメモ書きした51年1月26日の領収印がある納付済領収書(昭和50年度第3期分)は、昭和51年当時に夫が数年間海外赴任することが決まり、数年間は保険料を納付できなくなるため、受給資格を満たすことができるか心配になったので、市役所で年金記録を確認した際に職員から「41年から加入なので、5年くらいは失効しても大丈夫」と言われたことを忘れないように書き留めたものであることを思い出した。したがって、この時点で41年からの年金記録があったことになるが、記録が無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は転居の届出の前に国民年金手帳を紛失し、転居前に市役所で手帳の再交付をしてもらったとしているが、申立人が所持する同手帳及び市の被保険者名簿からも再交付されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間は未加入期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成20年4月22日付けで通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後の再申立てにおいて、昭和 51 年 1 月 26 日の領収印がある領収書（昭和 50 年度第 3 期分）に「昭和 41 年加入」とするメモを書き留めたのは、海外に赴任するに先立ち市役所に行き受給要件が足りるかどうかを確認した際のものであるという当時の具体的な記憶が明らかになり、そのメモ書きの信憑性は高いものと考えられる。

また、申立期間当時に申立人と同じ社宅に住んでいた者から、「申立人から国民年金保険料を納めていると聞いたことがある。」旨の新たな証言が得られ、社宅に引っ越した際に保険料を納付するようになったとする申立人の主張には信憑性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

私たち夫婦は、将来のことを考えて、私が市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、私が夫婦二人分の保険料と一緒に納付してきたのに、申立期間だけ、夫は納付済みとなっているのに私が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人及びその夫は、昭和 48 年 3 月 22 日に国民年金手帳記号番号が連番で払い出されて以降、申立期間を除く国民年金加入期間のほぼすべての国民年金保険料を夫婦そろって 30 年以上納付していることが確認でき、納付意識の高さがうかがえる。

また、市の記録により、申立期間の前後の国民年金保険料納付済期間において、申立人及びその夫の納付日及び納付方法が一致することが確認できることから、申立人が、夫婦二人分の保険料と一緒に納付していたとする主張には信憑性がうかがえる。

さらに、申立期間については、申立人の夫の国民年金保険料が現年度で納付されているにもかかわらず、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人だけが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年2月から平成5年1月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年2月から平成5年1月まで

私は、国民年金の届出の際にはすべて付加保険料の納付申出も行っており、送付されてきた納付書により保険料を納付していたが、平成20年3月6日にねんきん特別便が届いたので、年金専用ダイヤルに照会したところ、昭和63年2月から平成5年1月までの付加保険料の納付が確認できないことが分かった。

また、年金専用ダイヤルに問い合わせると、社会保険事務所で付加保険料の申出の記録があると確認はできており、申立期間の付加年金を適正に受給したいので第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の届出の際にはすべて申立人の夫が付加保険料の納付申出も併せて行っていたとしているところ、社会保険庁の記録によると、申立人は被保険者期間のすべてについて付加保険料の納付申出を行っていることが確認できることから、申立人の主張には信憑性^{びよう}がうかがえる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料すべてについて、定額保険料と一緒に付加保険料を納付しており、未納が無いことが確認できることから、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人が60歳で国民年金の期間満了喪失した翌日に、国民年金の任意加入届出とともに付加保険料の納付申出があることが確認できる。社会保険事務局によると、通常、付加保険料の納付申出のあった国民年金保険料の納付書は、定額保険料と付加保険料がまとめて発行されるとしていることから、定額保険料のみの納付書が発行されていたとは考え難く、申立人は、付加保険料も納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について付

加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は、地元の町内会の勧めにより国民年金に加入し、常に夫と同様に国民年金保険料を納付していた。申立期間について、同じ家に住んでいた夫婦で、夫は納付済みとされ、私だけ納付記録が抜けていることは考えられない。

申立期間の納付方法について、詳細な記憶は無いが、夫婦で常に同様に納付していたので、夫の納付方法が特例納付によるのであれば、同じ納付方法だと思う。当時のことを証言してくれるはずの夫も既に他界したが、このままでは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の夫は、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人夫婦の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、夫婦同時に国民年金に加入し、国民年金保険料を常に一緒に納付していたと強く主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で昭和42年7月に払い出されており、夫婦同時に加入手続きを行ったことが確認できる上、社会保険庁の国民年金被保険者原票によれば、申立人及びその夫に係る申立期間を除く国民年金加入期間の納付状況（現年度納付、現年度一括納付、前納、過年度納付及び付加保険料納付の期間）は一致しており、申立人の主張の信^{びょう}憑性は高い。

さらに、社会保険庁の国民年金被保険者原票によれば、申立期間について、申立人の夫は、昭和47年6月に第1回特例納付により国民年金保険料を納付

していることが確認できる上、申立人についても当該期間は記録上強制加入期間となっていることから、夫と同様に特例納付されたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 8 月 10 日から 28 年 7 月 1 日まで
② 昭和 28 年 8 月 1 日から同年 11 月 30 日まで
③ 昭和 29 年 1 月 5 日から 30 年 11 月 10 日まで

社会保険事務所の記録では、私は厚生年金保険の脱退手当金を受け取ったことになっている。しかし、私は昭和 30 年 11 月に会社を退職した後、すぐ A 町に移り、A 町の公共職業安定所で失業保険を受給したが、厚生年金保険の脱退手当金の請求手続などはしておらず、脱退手当金を受け取っていない。

また、会社を退職した約 5 年も後に脱退手当金を受け取ったことになっているが、そのような時期に脱退手当金の手続はしていないし、会社を退職後は B 市に家族も住んでいなかったもので、明らかに記録がおかしいと思う。私の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 5 年経過後の昭和 36 年 2 月 18 日に支給決定されたことになっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立期間③に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和 28 年 4 月から 40 年 3 月までの被保険者資格喪失者で、在職 2 年以上の女性 21 人のうち、名簿に「脱」表示のある者が 7 人確認できるが、社会保険庁のオンラインの記録によると、被保険者期間として受給中の年金に当該期間が反映されている者が上記 7 人のうち 2 人確認でき、その理由についても不明であることから、被保険者名簿とオンラインの記録に相違がみられ、社会保険庁の記録に不自然さがうかがえる。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人は、脱退手当金が支給決定された日より前の昭和 35 年 12 月 1 日に、夫と連番で国民年金手帳記号番号の払出しを受け、夫婦共に 36 年 4 月以降の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金に加入していながら、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

兵庫厚生年金 事案 771

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を昭和45年3月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月27日から同年4月1日まで

A社の在籍期間証明書等にあるとおり、私は、昭和45年3月27日から49年8月27日までA社B支店に勤務していたが、45年3月27日から同年4月1日までの厚生年金保険被保険者の記録が欠落している。その期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の在籍期間証明書及び退職者管理表並びに雇用保険の記録により、申立人は、昭和35年4月1日から平成10年10月31日までA社に継続して勤務し（45年3月27日に同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年4月のA社B支店に係る社会保険事務所の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を昭和43年8月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月21日から同年8月13日まで

私は、昭和33年6月9日にA社に入社し、関連子会社で勤務することもあったが、平成13年3月21日に定年退職するまでの約44年間、継続して勤務していた。

申立期間については、B県に転勤になったが、給与から厚生年金保険料は引き続き控除されていた。当時、社内での人事異動が頻繁にあり、本社の人事事務担当者が誤って手続をしたので、私の厚生年金保険被保険者期間が3か月欠落している。よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、昭和43年5月21日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年8月13日にC社において同資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、A社から提出された「在籍証明書」、平成9年度有価証券報告書の一部（役員の状況）及び複数の元同僚の証言により判断すると、申立人は申立期間の前後を通じて継続して同社に勤務（途中、関連会社であるC社へ異動）していたことが確認できる。

また、A社の担当者によると、「社会保険の資格取得・喪失はそれぞれの会社で手続きしていたので、連絡の不手際によって、空白期間が出来た可能性があるが、継続勤務している場合には保険料は控除していたはずである。」と供

述している上、複数の元同僚は、「申立期間当時、給与計算はA社により一括で行われており、保険料が控除されていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る昭和43年4月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年4月1日から21年1月1日までの期間に係る船員保険料を事業主（A社、以下同じ。）により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和20年4月1日、資格喪失日に係る記録を21年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を80円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年5月4日から19年2月1日まで
② 昭和19年3月1日から21年1月1日まで

B社に調査してもらった結果、昭和18年3月7日に記号番号「XXX」で船員手帳が交付されているとのことだったが、年金記録を社会保険事務所に照会しても昭和19年3月1日資格喪失、21年1月1日資格取得となっている。

C社時代から船員をしていた。船員手帳の船員保険資格取得どおり昭和17年5月4日から20年12月31日まで船員保険加入者であることを認めてほしい。調査をお願いしたい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和20年4月1日から21年1月1日までについて、20年4月以降において船員保険の被保険者記録が確認できる元同僚は、「20年4月から5月までの1か月間、D丸に申立人と乗船していた。申立人はそれ以降もずっと船に乗っていたはずである。」と証言している。

また、申立人が、昭和42年5月4日にB社から顕彰された表彰状には、申立人が17年5月にB社に入社したこと及び25年勤続者であることが記載

されていることから、勤務の継続が確認できる上、申立人が所持する船員手帳の船員保険関係頁には、「20.5.1 E等級 B社」と記載されており、標準報酬の変更履歴が確認できる。

さらに、B社は、当時、同社の船はA社に管理されており、保険料もA社が支払っていた旨供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は当該期間について、A社における船員保険の被保険者として、事業主により船員保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持している船員手帳の昭和20年5月1日付けの標準報酬等級の記録から、80円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和20年4月から同年12月までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間①及び申立期間②のうちの昭和19年3月1日から20年4月1日までの期間については、申立人が乗船していたとする船は、F区域を航行する船であることが確認できるところ、元同僚によると、「当時、F区域を航行する船の乗組員は、厚生年金保険の対象だった。」と証言しており、申立人及び当該元同僚については、当該期間（17年5月を除く。）において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

また、労働者年金保険（現在の厚生年金保険）は、昭和17年6月から施行しており、17年5月は加入できない期間である。

このほか、申立人が、申立期間①及び申立期間②のうちの昭和19年3月1日から20年4月1日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間のうち、申立期間①及び申立期間②のうちの昭和19年3月1日から20年4月1日までの期間については、申立人が船員保険被保険者として、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 774

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月1日から45年4月1日まで

私は、昭和42年10月4日から、45年4月1日に正社員として採用される直前まで、継続してA社B支店において、非常勤の事務補佐員として勤務していたが、社会保険庁の記録によると、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落しており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録及び退職手当支給調書(案)の記録から、申立人は、申立期間についてもA社B支店において継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社によると、「雇用した記録があること等から、厚生年金保険に加入しているはずであり、申立期間についても給与から厚生年金保険料を控除していたものとする。」としている上、複数の元同僚も「申立人は申立期間に勤務していた。厚生年金保険に加入させない取扱いにしていたとは考え難い。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る昭和44年9月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否

かについては、事業主は、申立人はA社における継続勤務者であり、納付していたと思料するとしているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日の昭和44年10月1日となっており、離職日は同じであることから、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月から45年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格喪失日に係る記録及び同社C支店における資格取得日に係る記録を昭和28年4月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月30日から同年7月1日まで

私は、昭和24年4月1日にA社に入社して以降、昭和62年10月1日に退社するまでの間、継続して同社に勤務していたが、B支店からC支店に異動したときの厚生年金保険被保険者期間が一部欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の履歴原簿及び公共職業安定所の雇用保険被保険者記録により、申立人は、A社において、昭和24年4月1日から62年9月30日まで継続して勤務し（28年4月30日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後における申立人の標準報酬月額は10等級（8,000円）であることから、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したものと思料するとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無い場合、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を昭和41年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月1日から同年12月1日まで

A社C支店から同社B支店へ転勤した際の1か月の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。預金通帳及び源泉徴収票からも、保険料が控除されていることは間違い無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた源泉徴収票、B社から提出された申立人の職歴の記録及び雇用保険の記録から、申立人がA社に継続して勤務し(昭和41年11月1日に同社C支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年12月のA社B支店に係る社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から55年3月まで

私は昭和47年4月ごろに市役所で国民年金の加入手続きを行い、加入手続き後は、個人経営していた店に集金人来てもらい保険料を納めてきました。

社会保険事務所で年金記録を調べたところ、集金人に納めたはずの保険料が未納と記録されていました。年金手帳や保険料を納付した際に受け取っていた領収書は地震で紛失してしまいましたが、納付していたことは間違い無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

市によると、集金人による保険料の収納が行われていたのは昭和52年3月までだったとしており、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたとする申立人の主張に一部相違する期間が存在する。

また、申立期間に係る国民年金保険料については、市役所の被保険者名簿及び社会保険事務所の被保険者台帳において、いずれも未納である旨記録されている上、当該記録に修正等の不自然な記載は見られない。

さらに、申立期間を除く国民年金加入期間においても、申立人が、国民年金保険料を納付したとする記録が全く無く、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から51年3月まで

私は、昭和45年3月大学を卒業するにあたり、父親から「4月から社会人になるんだから、私の扶養には入れないから、自分で国保と年金に加入しなさい。」と言われた。その時、すぐに健康保険が必要なこともあり、市役所に出向き、国保と国民年金について、同日で加入手続を行った。この二つの窓口は隣同士に並んでいて、連続して手続した。当時、私は大学を卒業してすぐに仕事をしていて、国民年金保険料額は、月額330円くらいの金額で、十分納められる金額だったと覚えている。また、親からも「納めることで自分の人生を守る。」と勧められたので、何の疑いもなく市役所の窓口で納付していた。3年ほど窓口で納付した後、口座振替ができると教えてもらい、そのころから口座振替にした。結婚する時、結婚前のいろいろな書類は実家においてきたが、その書類は、地震ですべて埋没してしまい、証拠になるようなものは何も残っていない。しかし、確かに大学を卒業し社会人になった時に手続を行い、保険料の納付を始めたので、年金記録が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年2月ごろに払い出されているものと推認できる上、市の収滞納一覧表によれば、昭和51年度に新規で被保険者資格を取得し、51年度分の国民年金保険料が一括して52年4月に納付されていることが確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認される。したがって、この時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を

納付できない期間となる上、申立人が45年4月ごろに別途加入手続きを行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1177

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から55年3月まで

私は、昭和46年6月に会社を退職した後、市役所に行って国民年金の加入手続をし、その後は金融機関に行って、保険料を納付してきた。転居を何回かしているため、領収書や家計簿といった証拠となるものは無いが、私は申立期間以外はきちんと保険料を納付しているし、会社を退職した際の国民年金への切替手続もきちんと行っているのに、記録が無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年6月に会社を退職した際に、市役所で国民年金の加入手続を行い、近所の金融機関で納付書により国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人は、55年4月10日に国民年金に任意加入したことが確認でき（国民年金手帳記号番号の払出しは同年6月24日）、申立期間は制度上さかのぼって国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料額の記憶や、その当時に国民年金手帳を所持していた記憶が無く、昭和46年6月ごろに、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、市役所では、昭和51年ごろまでの保険料収納方法としては、納付組織又は市役所職員による集金が中心であったとしており、申立期間当初から金融機関で保険料を納付していたとする申立内容と相違がみられる上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 42 年 10 月までの期間及び 52 年 11 月から 53 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 42 年 10 月まで
② 昭和 52 年 11 月から 53 年 1 月まで

私の年金記録を確認したところ、20 歳から結婚するまでの期間の記録が無いとの回答を得た。しかし、いつごろのことか定かではないが、両親が私の将来を思い、私の国民年金保険料を納付してくれていたと聞いた記憶が確かにある。

また、結婚後についても、出産を終え、今度は、私の意思で国民年金保険料を払い続けてきたが、会社退職後の昭和 52 年 11 月からの納付記録も無いと知った。この期間は、A 市役所の窓口で、「年金の記録はつながった」と聞いた覚えがあるので、記録が無いと言われても納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者原票及び B 市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は、結婚後の昭和 49 年 9 月 2 日に国民年金に任意加入していることが確認でき、このころに初めて国民年金手帳記号番号が払い出されたものと推認され、任意加入の場合は加入日前にさかのぼって保険料を納付することができない上、申立人は、申立人が 20 歳となる 37 年 4 月から申立人の両親が国民年金保険料を納付したと主張しているが、このころに別途加入手続が行われ、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②について、申立人は、厚生年金保険被保険者資格喪失後の昭和 52 年 11 月に直ちに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者原票によると、53 年 2 月 13

日に被保険者資格を取得したことが確認できる上、A市が保管する保険料納付状況表においても、52年4月から53年1月まで「不要」の押印が確認でき、任意加入手続前となる申立期間②の国民年金保険料を納付したものとは考え難い。

さらに、申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から同年8月まで

私の父が、A町役場から説明を受けて、私が満20歳になる直前である昭和36年11月ごろに、役場で加入手続を行ったはずである。国民年金手帳については、自治会の代表者から37年1月に受け取った記憶があるが、現在は所持していない。国民年金保険料は毎月、月末に自治会内の戸主が順番で集金していた。私の所属する自治会であるB地区は当時105戸の集落で、組に分けられていた。各組で集金した保険料を自治会の代表者が取りまとめ、A町役場の出納課に納めていたことも記憶している。私の組は、戸数は17戸であり、私自身も当番が回ってくれば集金していた。保険料額は、当時の日雇労働者の日当が400～500円程度であったため、一人400円程度であったように思う。旧A町役場内に書類が残っているはずである。当時使用していた集金票の様式を記憶しているので、参考にして、保険料を納付していたことをよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親がA町（現在のC市）で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出されたことを確認することができない上、C市においても申立人に係る国民年金の記録は無く、加入手続を行ったとする父親も既に死亡しているため、加入状況が不明である。

また、申立人は、自治会組織であるB地区で国民年金保険料を納付していたとしているが、C市が保管している昭和37年度のB地区の国民年金保険料月別収納表によれば、申立人の両親の氏名及び納付記録は確認できるものの、申立人の氏名は確認できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、厚生年金保険に未適用だった会社に勤めていたので、母が「年金は、かけなあかん。」と言って、私の国民年金の加入手続をして、私の国民年金保険料を支払っていると聞いていたのに、未納となっている期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「母親が、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしていた。」として、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していないとしている上、申立人の母親は既に亡くなっているため、申立期間の加入状況及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間当時に同居していた申立人とその弟の国民年金手帳記号番号は、共に昭和39年10月ごろに払い出されており、市が保管する二人の国民年金被保険者名簿を見ると、双方共に、加入手続の時点で既に時効であった期間の36年4月から37年6月までの欄に「時効消滅」のスタンプが押され、申立期間直後の39年4月から同年8月までの国民年金保険料を兄弟が同日（39年12月15日）に納付していることが確認できることから、この頃に加入手続を行ったものと推認され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 777

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月 1 日から 44 年 12 月 31 日まで

A 行政機関には、事務補佐員として昭和 42 年 6 月 1 日から 44 年 12 月末まで継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険事務所の記録では、43 年 6 月から 44 年 12 月までの厚生年金保険被保険者記録が欠落している。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述及び共済組合連合会の回答により、申立人が申立期間においても継続して A 行政機関に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人は申立期間について厚生年金保険に加入していたはずであると主張しているが、共済組合連合会によると、申立人は、申立期間にほぼ相当する昭和 43 年 6 月 1 日から 44 年 12 月 27 日までの間、共済組合に加入していたことが確認できるとしていることから、当該期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月 26 日から同年 12 月 1 日まで
私は、昭和 46 年 3 月に A 社に入社してから 47 年 3 月末に退職するまでの間、同社に継続して勤務していたが、社会保険庁の記録によると、申立期間に係る厚生年金保険被保険者期間が欠落しており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 3 月から 47 年 3 月末までの間、A 社において継続して勤務していたとしているところ、同社の元上司の証言から、申立人が同社において継続勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、昭和 46 年 3 月 1 日から同年 6 月 27 日までの期間及び同年 12 月 1 日から 47 年 4 月 1 日までの期間については、同社において厚生年金保険被保険者資格を有していることが確認できるものの、申立期間については確認できない。

また、社会保険庁の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人は、昭和 46 年 3 月 1 日に健康保険記号番号「*」の健康保険証の発行を受けたものの、同年 7 月 1 日に当該健康保険証を返納し、5 か月後の同年 12 月 1 日に同記号番号「*」の健康保険証の発行を受けていたことが確認できる上、同記号番号に欠番等は無く、記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無い上、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月15日から同年9月20日まで
昭和26年3月15日に、A社B事業所に入社し、同年9月20日まで勤めたのですが、社会保険庁の記録では、この間の厚生年金保険の記録が記載されていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和26年3月15日にA社（正しくは、C社。現在は、D社）B事業所に入社し、同年9月20日まで勤務したとしているが、同社では、申立人の同社における在籍を確認することができないとしている。

また、申立人は、入社後2交代12時間勤務の現場で働いていたとしているところ、D社の現在の担当者は、同社の社史において、「昭和39年9月、それまで3組3交代であった勤務体制を4組3交代に改正する。」との記載が確認できるとしており、同社の元従業員の証言も踏まえると、申立人がC社とする勤務先は、同社の下請又は協力会社であった可能性もうかがえる。しかし、申立人には下請又は協力会社に勤務していた記憶が無く、申立期間当時の勤務先を特定することができない。

さらに、申立人はC社に勤務していた当時の同僚の氏名を記憶していない上、D社及び申立人が同社に就職した際の窓口であったとする県の公共職業安定所のいずれにおいても、申立期間当時の職員採用に関する資料は保存されておらず、申立人の申立期間当時の勤務状況が明らかでない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月 10 日から 43 年 3 月 1 日まで

私は、中学校卒業後、直ちに就職し、子供が生まれるまでの 10 年間、まじめに一所懸命働いた。退職するとき職場で、「厚生年金はそのままにしておいてください」と言った。40 年も昔のことだが、そのことはしっかりと覚えている。退職金も無く、少ない給料でがんばってきた。給料から厚生年金保険料が控除されていたので、60 歳になったら厚生年金を受給できるものと思っていたところ、年金記録では脱退手当金が支給済みであると聞かされて驚いている。私は脱退手当金を受給しておらず、その年金記録は間違っているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険被保険者原票の備考欄には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、そのほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 781

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月 31 日から 48 年 1 月 20 日まで
子供を 10 か月から 1 歳半までの間、A 社内の保育所に預けて外来勤務していた昭和 47 年 1 月 4 日から 50 年 5 月 16 日までの期間、一度も退職していないのに、知らない間に申立期間について資格喪失、資格取得の手続が行われ、厚生年金保険被保険者記録に 8 か月の空白期間がある。調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所が保管する申立人に係る「健康保険 厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書」を見ると、申立人は当該事業所において、昭和 47 年 1 月 4 日に整理番号*番により、48 年 1 月 20 日に整理番号*番により、それぞれ、同被保険者資格を取得したことが確認できる上、雇用保険の被保険者資格取得日は、同事業所での 2 回目の厚生年金保険被保険者資格取得日と同日の 48 年 1 月 20 日であることが確認できる。

また、申立人と同時期に勤務していた所在の確認できた元従業員 42 人に照会を行い、回答のあった 22 人のうち、11 人が申立人のことを記憶しているものの、勤務形態については、5 人は覚えておらず、6 人は申立期間当時、申立人はパート勤務だったとしている上、そのうち 3 人は、「当時は夜勤をしなければ常勤であってもパート扱いとなり、厚生年金保険に加入できなかった。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管する申立てに係る事業所の厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらない上、厚生

年金基金に係る厚生年金基金加入記録も社会保険事務所の記録と一致する。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関係資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月 1 日から 34 年 3 月 11 日まで

私は、A社に、昭和 32 年 9 月から正社員として入社し、34 年 3 月 11 日まで働き、給料をもらっていたので、厚生年金保険料は、会社から社会保険庁へ支払われているものと思っていた。社会保険事務所に保管されている事業所の被保険者名簿に名前が無いということだが、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元同僚4人の証言から、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できるが、当該元同僚は、いずれも申立人の勤務期間までは覚えていないため、申立人の同社における勤務期間を特定できない。

また、A社の複数の元従業員は、「忙しい時には臨時の人を雇い入れた。」、「他社から転職してきた者については、『本工』になる前に『社外工』の期間があった。」とそれぞれ証言しているほか、給料計算をしていた当時の事務担当者は、「忙しくない時に入った常用雇用の人の給料からは厚生年金保険料を引いたが、忙しい時に入った臨時雇用の人の給料からは保険料を引かなかった。」と証言している上、申立人が記憶する当時の自身の給与額が約2万5,000円と高額であることから判断して、申立人は臨時に雇用された者で、事業主が厚生年金保険に加入させていなかったものと推認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の被保険者名簿を見ると、健康保険番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月 1 日から 30 年 2 月 20 日まで
② 昭和 30 年 5 月 25 日から 34 年 8 月 1 日まで

昭和 28 年 4 月 1 日から 34 年 8 月 1 日まで A 社に勤務したが、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の被保険者期間として 30 年 2 月 20 日に資格取得し、同年 5 月 25 日に資格喪失となっている。5 年は勤めていたはずだから納得できない。調査の上、記録を修正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人の詳細な申立内容から、申立人が、当該期間においても A 社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A 社は、昭和 48 年 6 月に全喪しており、元事業主の所在も不明であることから、申立期間当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立人の当時の同僚は所在が不明であり、所在が確認できた元従業員も申立人のことを記憶していないことから、申立人の申立期間当時の勤務状況等について確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間①より前の昭和 28 年 2 月 1 日から申立人の資格取得日である 30 年 2 月 20 日までの間に 8 人が資格取得しているものの、その間の整理番号には欠番が無く、また、申立人が資格喪失した同年 5 月 25 日から申立期間②の終期である 34 年 8 月 1 日までの間には 6 人が資格取得しているものの、その間の整理番号にも欠番が無く、同名簿に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）及び周辺事

情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月 1 日から 35 年 9 月 30 日まで

私は、昭和 33 年 10 月に A 社本店に入社して 35 年 9 月末に退職するまでの間、継続して同社に勤務していたが、社会保険庁の記録によると、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者期間がすべて無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 33 年 10 月から 35 年 9 月末までの間、継続して A 社本店において勤務していたとしているところ、申立人の所持する A 社野球チーム結成記念の写真の日付（1959 年 10 月 25 日）及び同社の元同僚の証言から、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、申立人が自分よりも先に入社していたと記憶する元同僚のうち 4 人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人が勤務を開始したと主張する時期から 7 か月後の昭和 34 年 5 月 1 日であること、及び当該元同僚以外の元従業員のうち複数名も同社に勤務した期間と厚生年金保険の被保険者期間が一致しないと証言していることから、当時、事業主は、勤務していた従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管する A 社本店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の氏名は確認できない上、健康保険記号番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な記載等も見当たらず、事業主が申立人を厚生年金保険の被保険者として社会保険事務所に届け出たことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無い上、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 35 年 12 月 29 日まで
会社の 2 階で住み込みしながら勤務していました。A 社からは昭和 33 年 4 月から 35 年 12 月までの在職証明をもらっています。記録の訂正をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

A 社が発行する在籍証明書及び複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間において、同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、複数の元同僚は、「当時の会社は、年金加入は入社後すぐではなく、途中からしており、1 年くらい勤務していたが、年金記録は 3 か月しかない。」、「昭和 30 年後半から 35 年後半までの記録が無い。」、「33 年から勤務しているが、35 年 7 月からしか記録が無い。」、「31 年から勤務しているが、記録は 33 年 8 月からである。」旨それぞれ証言しており、当該事業所では入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管している A 社の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の氏名は記載されていない上、申立期間当時の同名簿の整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点は見当たらない。

加えて、申立期間における申立人に係る雇用保険の加入記録は確認できず、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。